

2022年3月24日

ご契約者の皆さまへ

日新火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療機関、保健所業務のひっ迫等の社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を補償対象とする各商品の改定を行いますので、お知らせします。

1. 改定内容

以下のとおり商品改定を行います。詳細は「2. 約款の新旧対比表」をご確認ください。

(1) 統合賠償責任保険（ビジサポ）「特定感染症等事業者費用補償特約」

①従業員等に新型コロナウイルス感染症等の罹患が判明した場合に、事業主が負担する諸費用に対する補償

現行（改定前）	改定後
行政機関・医療機関等による病原体の検出検査により罹患が判明した場合、保険金のお支払い対象となります。	左記に加え、 <u>行政機関・医療機関等による病原体の検出検査を行っていない場合でも</u> 、医師の診断により罹患が判明した場合、保険金のお支払い対象となります。

②保健所等の行政機関から消毒命令等の措置があった場合に、事業主が負担する諸費用に対する補償

現行（改定前）	改定後
対象施設が新型コロナウイルス等に汚染されたまたはその疑いがあることにより、保健所その他の行政機関から消毒命令等の措置がなされた場合、保険金のお支払い対象となります。	左記に加え、 <u>保健所その他の行政機関から消毒命令等の措置がない場合でも</u> 、新型コロナウイルス感染症の感染者が対象施設に滞在または接触したことにより、その対象施設について必要かつ有益な消毒がなされた場合、保険金のお支払い対象となります。

(2) 企業財産総合保険（ビジネスプロパティ）「特定感染症等利益補償特約」

保健所等の行政機関から消毒命令等の措置があった場合に、その措置に要する期間の休業損失等に対する補償

現行（改定前）	改定後の補償対象
対象施設が新型コロナウイルス等に汚染されたまたはその疑いがあることにより、保健所その他の行政機関から消毒命令等の措置がなされた場合、保険金のお支払い対象となります。	左記に加え、 <u>保健所その他の行政機関から消毒命令等の措置がない場合でも</u> 、新型コロナウイルス感染症の感染者が対象施設の専有部分に滞在または接触したことにより、その対象施設の専有部分について必要かつ有益な消毒がなされた場合、保険金のお支払い対象となります。

2. 約款の新旧対比表

統合賠償責任保険（ビジサポ）	「 特定感染症等事業者費用補償特約 」
企業財産総合保険（ビジネスプロパティ）	「 特定感染症等利益補償特約 」

3. 本改定が適用される契約

2022年1月1日（土）に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。改定に伴う保険料の変更はありません。

- ◆ 2022年1月1日（土）が保険期間に含まれる契約
- ◆ 保険始期が2022年1月1日（土）以降となる契約

以上